平成29年9月25日

平成29年度第6回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分 場所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

- 1. 開会
- 2. 教育長あいさつ
- 3. 付議事項
 - 議案第1号 美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則
 - 議案第2号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規 則の一部を改正する規則
 - 議案第3号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則
 - 議案第4号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令
- 4. 報告事項
 - 報告第1号 美浦村立学校事務の共同実施に関する要綱の制定につ

いて

- 報告第2号 美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱の制定について
- 5. その他
- 6. 閉会

議案第1号

美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を,下記のとおり提出する。

平成29年9月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則

美浦村立学校管理規則(教育委員会規則第2号)の一部を改正する規則を次のように改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(学校評価)

- 第5条の2 校長は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、その実情に応じ、適切な項目を設定して、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行うとともにその結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

第14条の3を次のように改める。

第14条の3 削除

第6章中第25条の次に次の1条を加える。

(共同実施)

- 第25条の2 教育委員会は、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5にいう共同学校事務室を設置することができる。
- 2 同実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

美浦村立学校管理規則(昭和48年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
第14条の3 分校に、分校主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。 2 分校主任は、校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。 3 分校主任は、当該分校の教諭の中から、教育長の承認を得て校長が命ずる。	(学校評価) 第5条の2 校長は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、その実情に応じ、適切な項目を設定して、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行うとともにその結果を公表するよう努めるものとする。 3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告しなければならない。 第14条の3 削除
	(共同実施) 第25条の2 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47条の5にいう共同学校事務室を設置することができる。
	<u>2</u> 同実施に関し必要な事項は、別に定める。

議案第2号

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改 正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年9月25日

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改 正する規則

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則(平成26規則第17号)の一部を次のように改める。

第3条第1項中「申請書」を「支給認定申請書兼施設利用申込書(様式第1号)」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2号中「保育認定」を「法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給認定(以下「保育認定」という。)」に改める。

第9条本文中「第3条で規定する申請書は、法第22条の規定による現況届として使用することができるものとする。」を「保育認定を受けている支給認定保護者は、毎年、認定事由及び家庭状況等を記載した、支給認定の現況届(保育の必要性の継続認定) (様式第2号)を村長に提出しなければならない。」に改め、同条ただし書を削る。

附則第2項を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

惊八,	お ↓ ラ	テ(弗	3 余関份	<i>(</i>)							
			支 給	認 定 申 請 i 施設型給付	書 兼 施 設 ・費・地域型保育			込 書			
美派	村長									年	月 日
				保護者	現住所						
				PN II L	氏 名						
					電話番号						
次の。	とおり、t	施設型給付額	・ 地域型保育	給付費に係る支給認定							
利用名		フリカ゛ナ	, _ , , , , , , , , , , , , , , , ,			生	年 月	Ħ	性 別	認	定者番号
小学校	就学前	氏 名									
구성	ž ŧ	個人番号									
□ 保育を希望 29碳定 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の								用の理由	が必要です。		
教育・	保育の		更に必要量を選択	□ 保育標準時	間 ※両親ともに	月 120時	寺間以上の	就労など			
	選択	_ ^		→ 保育短時間	※両親の一人	が月60	~120時間	の就労など			
		□ 教育を	希望 1号認定	幼稚園、認定こども園	(教育部分)を利用	する方	ī				
	フ 氏	リガナ 名	子ども との続柄	生年月日	連絡先(携帯電話番号が	など)	職業	勤務先、学校	名学年など	個	人番号
支 <a< th=""><th></th><th></th><th>父</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></a<>			父								
同 認居 定			母								
の 申祖 語											
父母等を含											
。 を 含 の											
む 世											
。 帯 員											
	生活货	展護又は中	—— 国残留邦人等	- - - 支援給付の状況	□ 受けて	いない	<i>\\</i> □	受けている	5 年	月	目から
住所歴	の確認	※村外にチ	エックされた	方は、その年度の市町村	 付民税額等証明書 <i>0</i>	の提出が	が必要にな	こります。			
続柄			本年1	月1日時点							
父	□ 美浦	村□	村外(旧住所:)						
母	□ 美浦	村 口	村外(旧住所:)						
の子		-	等(施設名) に預	負けている	0			
現ど	2 現7	生は就労し	ていない(育	児休業中含む)保護者	觜(父・母・祖父・神	组母・	その他親	族)が自宅で	で保育し	ている。	
況も	3 そ			Ι)		
	拖設利用	を希望する	る期間	年 月	目	カュ	ら ^年	月 月	日・就		まで
		① (第1	希望)	(:	希望理由)					事業 <u></u> 所眷	号(*課記入欄)
利用 施 i		② (第2	希望)	(:	希望理由)					事業所番	号(*課記入欄)
順	<u>:</u> 番	③ (第3	希望)	(:	希望理由)	⇒a cb >	- 12 J = /:	以 去如 八 () ()	rati		号(*課記入欄)
V/4 07 TI	+1= = h	④以下	(第4希望)	火八华国 初点。1974	入園	申込をさ	されているカ	教育部分)併り デはチェック		園名	
次の理	田により	、保育利用 続柄	を申請します。 番号	※幼稚園、認定こども				きありません。 隻者の現況)			
				1 就労 1-(1) 正職員 1-	(2) パート・アルパイト 1-0	(2)自営	業 1-(4)派)内職		
保育の理		父		2 妊娠・出産 2-(1)妊娠中 3 疾病・障がい 3-(1)自宅 4 同居親族介護・看護 4-	E療養、通院 3-(2).	入院 3-	-(3)心身等			所親族の家	手 瓣
	記入)			5 災害復旧 5-(1)震災、	風水害の復旧 5-(2)	火災等	の復旧				
		母		6 求職活動 6-(1)就労内 7 就学 7-(1)大学等の学					7-(4)その他	也各種学校	等
~				8 ひとり親 8-(1)離婚	8-(2)離婚調停中 8-						
希望 保育		利用曜日	月・火・	水・木・金・土	必要な利用時間 通勤+就労時間			時間	1日あ	たり利用	時間
I											(表面)

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。 生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等) 続柄 氏名 年齢 住所 (別居の場合のみ記入) 同居・別居 祖父 父 方 祖母 同居・別居 祖父 同居・別居

誓 約 及 び 同 意 書

申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。

同居・別居

- 2 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
- 村は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次 の関係部署に調査します。 ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当

- 4 村は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
- 村は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要が生じた場合、勤務先等に連絡 5 して確認する場合があります。
- 本申請については、新規認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始 までにお知らせします。 6

上記の各事項について誓約し、及び同意します。

母 方

祖 母

保護者氏名

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 7 村は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことが
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

L	(尺:業 孝/	の方は、以下記入し	わいでくだち	1.)	
*所管課記載欄	(床改石)	のカは、MFLハ	J4V. C \ /L G	v·。 /	
受付年月日	年 月 日	システ	ム入力確認□	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短	3号標準 3号	·短 年	三 月 日認知	認定否理由
利用施設の調整	施設名			利用不可	そ入れなし 定員満了 受入体制不能 計数低位 その他
利用の期間	年 月 日太	9.6	3歳 2か月 B 年 月	産後2月 育休終了 日	´ 地域型卒園 今年度末 まで
備考					
*施設等記載欄(保	·護者が施設又は事業者を経り	自して市町村に摂	是出した場合)		
受付年月日	年 月 日	1	上保護者氏名 続柄)		続柄 ()
施設(事業者)名			巻者) の担当者 車絡先	· 氏名 連絡先	
入所、入園内定(契 約)、入園許可 の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年	月 日	内定(契約)、許可	内定(契約)、許可なし
備考					
					(東南)

様式第2号(第9条関係)

		3	と 給 認 定	の現況	届(例	マイス	要性の維	継続確 認	})		
₫	美浦村長	_				.,				年 月 日	
-	大丽们民						/m =# -	* - *			
							保護	者氏名		(EII)	
		する理由、家									
		具なる場合、認	定が取消し	されるこ	とを確認	し、同意し	ます。なお	、利用者負	負担は納期間	までに納付	
します。	リガナ					生年	В П	性別		利用施設名	
	9 14 1					生牛	ЛЦ	生加		利用爬取冶	
支	給認定										
子と	ざも氏名										
				必.	ず、標準的	詩間、短時間	かOをしてく	ださい。			
**					但至	膏 標準時			光労・就学、		
	見在の 『必要量		年 月からの保育		N F	1 1 A - 1 A	ⁿ , 介護看護	10000000000000000000000000000000000000	がい、妊娠	出産	
NV L	九女玉				<i>I</i> □ →	短時	月120時	 間未満の家	 比労 (60時間	以上)・就学、	
					保育		印 介護看護	隻、疾病障	がい、育児	休業中	
保護者	の保育を必要。	とする理由(該当	4する項目の	数字に○及び	びチェック	をつけて、	必要事項を記	入してくだ	さい。		
		父の	状況					1	母の状況		
1.就	労 □ 正社	職員 □ 単身	赴任中 🗆	契約、派遣	社員	1.就	労 口正社	職員 □単	身赴任中	□ 契約、派遣社員	
	□ v° -1	、アルハ*イト 🗆 F	内職 □ 自	営業 🗆	専従者		□ v° -}	、アルハ・イト	□ 内職 □	自営業 □ 専従者	
	病、障がい					2 . 疾	病、障がい	(等級、程	度)
		蒦·看護 (親族	の氏名				居親族の介記		親族の氏名)
	学、職業訓練			卒業、修	了予定)		学、職業訓練			卒業、修了予定))
		3 (満1歳まで	•)				育児休業取得				
			~		日終了	, ·		丰 月 日		,)
6.不	存在(口	惟婚 □離婚記	関停中 □ 拘	留等 □ 死兒	引 □ 未如					拘留等 □ 死別 □ 未	盾)
_ ~	- 60: / - /	// -					労中の妊娠、				
7.t	の他 (口)	災害復旧 □ 1)			の他(□ ⅓ 先、学校	(善復旧			
		イナ 子ども。 名 統柄		月日	職業		この名称			所在地 5先・学校等)	
		父									
_											
支		母									
同給											
居認の定											
祖子											
父と											
母もの											
を世											
含帯											
む員											
\smile											
生活	保護又は中	国残留邦人等	支援給付のお	犬況	□ 該当し	ない 🗆	申請中	□ 受給中	(年	月から 受給開始)	
現右	Eの住所地										
		4.4			100				(#-##- (FT)		
	宣話番号	自宅	五 1 1 1 4 4 4 4	2001		帯(父)	. 4 2 4 3 7 4		携帯(母)		
		、就労時間の変 が必要です。そ							.くたさい。』	必要に応じて当課宛に支	-
		員、減員(氏名									
	出産(予定の				記入						
正 □ 産休、育休取得の予定(氏名、続柄、取得期間) 欄											
	その他、変更	事項(具体的な	状況を記入し	(ください	`。)			18 A-30 US		生活 本田 垣	
	続柄	氏	名	年齢	同	居・別居		現住所地	ださい。)	生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、	疾病)
父	祖父				歳同月	居・別居				// ISC NO /E	
方	祖母					居・別居					
母 方	祖父					居・別居					
JJ	祖母				歳同	居・別居					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則新旧対照表

現行	改正後(案)
(申請)	(申請)
第3条 法の定めるところにより支給認定を受けようとする 小学校就学前子どもの保護者は、申請書 を村長に提出しなければならない。	第3条 法の定めるところにより支給認定を受けようとする 小学校就学前子どもの保護者は、支給認定申請書兼施設利 用申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。
2 前項に規定する申請書は、法第19条第1項1号に規定する 支給認定(以下「教育認定」という。)を受けようとする場合は入園申請書兼支給認定申請書(様式第1号)を、法第19 条第1項2号及び3号に規定する支給認定(以下「保育認定」 という。)を受けようとする場合は支給認定申請書兼入所申込書(様式第2号)によるものとする。	
(必要書類)	(必要書類)
第4条 申請には、次の書類を添付しなければならない。(1) (略)	第4条 申請には、次の書類を添付しなければならない。(1) (略)(2) 対第10条第1項第2日及初第2日は相宗力ス大公認宗
(2) 保育認定	(2) <u>法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給認定</u> (以下「保育認定」という。)を受けようとするものにあっては、保育を必要とする事由に応じて保育認定のための審査及び調査に必要な書類として、村長が別に定める書類 (現況届) 第9条 保育認定を受けている支給認定保護者は、毎年、認

沢届として使用することができるものとする。ただし、この場合において、第3条中「申請書」とあるのは「現況 届」と、「受けようとする」とあるのは「受けている」と 読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、法の施行の日の前日から引き続いて特定・教育保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)に入所し、又は入所していることが見込まれる小学校就学前子どもに係る保育認定については、当該認定に係る小学校就学前子どもの保護者が希望した場合は、保育標準時間認定とすることができる。

_	及び家庭状況等を記載した,支給認定の現況届(保 要性の継続認定)(様式第2号)を村長に提出しなけれ
ばなら	
附	則

議案第3号

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年9月25日

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

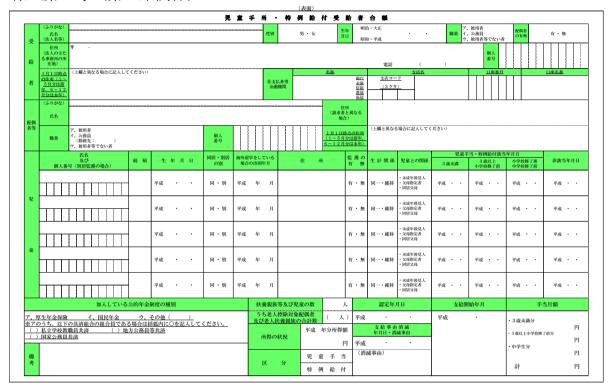
美浦村児童手当事務取扱規則(平成28年教委規則5号)の一部を次のよう に改正する。

第4条2項中「属する世帯の全員の住民票の写し」を「住民票の写し又は住 民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該 児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」に改める。

第10条及び第13条第2項中「公簿等」を「公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)



	(奖而)								
	<u> </u>	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
	Г	届出の有無	有 · 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無		
	被	皮用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被 · 公 · 非 被	被・公・非被	被・公・非被		
現		加入年金等の種別							
	L	前 年 の 所 得 額	円	円	円	PI	P		
紀	Đ	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人)		
		うち 老 人 控 除 対 象 配 偶 者 るび 老 人 扶 養 親 族 の 合 計 数	(人)	(人)	(人)	(人)	(
届	Г	区 分	児 童 手 当	児 童 手 当	児 童 手 当	児 童 手 当	児 童 手 当		
		区分	特例給付	特 例 給 付	特 例 給 付	特例給付	特 例 給 付		
		備考							
	Γ	支払年月日	平成・・	平成・・	平成 ・・・	平成・・	平成・・		
	10	児童手当等の 支払金額 ①	3歲以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計		
	月	学校給食費等徵収等額 ②) Н	Ħ	H	п	ı		
支	期	保育料の特別徴収額 ③	PI	FI	PI	F	1		
		寄附金額④) H	Ħ	円	P	I		
	L	支払金額(①-②-③-④)	平成・・・	平成・・・	平 成 ・				
		支払年月日			平 成 • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T 104	平成・・・・・		
払	2	児童手当等の 支払金額 ①		小学校修了後中学校修了前分	3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	小学校修了後中学校修了前分			
	月	学校給食費等微収等額 ②	H	FI	Ħ	P	i		
	期	保育料の特別徴収額 ③	PI PI		円				
	Ĭ	寄附金額④	**		H				
金	\vdash	支払金額(①-②-③-④) 支払金額(①-②-③-④)	平成・・	平成・・	平成・・・	平成・・	平成・・・		
	6	list the state of	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分		
	月	学校給食費等徵収等額②	計 円		計 円				
額		保育料の特別徴収額 ③	PI	FI	Ħ	В	1		
	瑚	寄附金額④	円	円	円	P	I		
	L	支払金額 (①-②-③-④)	FI	Я	Ħ	В	ı		
		備考							

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)



附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則は、平成29年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 情報連携の本格運用開始までの試行期間における添付書類の取扱いについては、「情報ネットワークシステムの運用開始について」(平成29年4月21日府番第77号・総官企第227号通知)によるものとする。

新 旧 第4条2項 村長は、請求に係る児童のうちに美浦村外に住所を有 第4条2項 村長は、請求に係る児童のうちに美浦村外に住所を する児童(法第3条に規定する施設入所等児童を除く。)があるとき 有する児童(法第3条に規定する施設入所等児童を除く。)があると は、当該児童の属する住民票の写し又は住民票記載事項証明書で きは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し及び児童手当 あって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯 (特例給付)別居監護申立書(様式第6号の2)により児童と同居して 主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの及び児童手当 いる者の状況等を確認すること。 (特例給付)別居監護申立書(様式第6号の2)により児童と同居してい る者の状況等を確認すること。 第10条 公簿等 第10条 公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。) 第13条2項 公簿等 第13条2項 公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)

議案第4号

美浦村体育施設等管理運営規程(平成26年教委規程第1号)の一部を改正する訓令

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年9月25日

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村体育施設等管理運営規程(平成26年教委規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(5)相撲場」を削る。

第4条第1項中「第9条,美浦村民運動公園管理及び運営規則(昭和51年教委規則第2号)及び美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則(昭和59年教委規則第6号)」を「第9条及び美浦村民運動公園管理及び運営規則(昭和51年教委規則第2号)」に改める。

第9条第2項中「(5) 相撲場 4時間」を削る。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第9条第1項関係)

体育施設の免除要件ならびに免除内容

○光と風の丘公園

施設名	免除要件	免除内容
	使用者のうち、使用日におけ	使用料を免除(照明に係
 ・野球場	る満年齢18歳以下の村民が	る使用料を除く。)
・野塚場	半数を超える場合	
・多目的競技場	使用者のうち、使用日におけ	使用料の半額(照明に係
・キャンプ場	る満年齢18歳以下の村民が	る使用料を除く。)を免
・ゲートボール場	半数を超えない場合におい	除
・クラブハウス	て,使用日における満年齢1	
	8歳以下及び65歳以上の村	
	民が半数を超える場合	
	使用者のうち、使用日におけ	該当者の使用料のうち
・ロッジハウス	る満年齢が18歳以下の村民	人数割分を免除
	使用者のうち、使用日におけ	該当者の使用料のうち
	る満年齢が65歳以上の村民	人数割分の半額を免除
	使用者のうち、使用日におけ	該当者の1周分の使用
パターゴルフ場	る満年齢が18歳以下の村民	料を免除
・ハグーコルノ物	使用者のうち、使用日におけ	該当者の1周分の使用
	る満年齢が65歳以上の村民	料の半額を免除

○農林漁業者トレーニングセンター

施設名	免除要件	免除内容
	使用者のうち,使用日におけ る満年齢18歳以下の村民が 半数を超える場合	使用料を免除
・トレーニング室・高齢者トレーニング室	使用者のうち,使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超えない場合において,使用日における満年齢18歳以下及び65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額を免除

○美浦村民運動公園

施設名	免除要件	免除内容
	使用者のうち,使用日における満年齢18歳以下の村民が 半数を超える場合	使用料を免除
・野球場・ゲートボール場		使用料の半額を免除

○美浦村立小中学校体育館及び武道館

施設名	免除要件	免除内容
	使用者のうち、使用日におけ	使用料を免除
	る満年齢18歳以下の村民が	
· 美浦中学校体育館	半数を超える場合	
•美浦中学校武道館	使用者のうち、使用日におけ	使用料の半額を免除
· 木原小学校体育館	る満年齢18歳以下の村民が	
·大谷小学校体育館	半数を超えない場合におい	
• 安中小学校体育館	て,使用日における満年齢1	
	8歳以下及び65歳以上の村	
	民が半数を超える場合	

様式第1号を次のように改める。 様式第1号(第9条第3項関係)

美浦村体育施設使用料 減額·免除 申請書

美浦村教育委員会教育長	全 略				年	月	日
ZIII TWA XXXXA	~ <i>v</i> ×		寸	体 名			
			住	所			
			責任	£者氏名			ED
			電話	括番号			
下記の事由により体育	を体設の信田!	以た 減類	• 名 陉 顧	iハたく i	羊油ホオナイホド	存掘型鱼	色答理
運営規程第9条第3項の				₹V '/⊂ \ , ;	大佣们件	月 / 世 (又 下	# 日 生
是自然性别 0 水别 0 火。	>/yb/11(C 00)	記	0				
1 使用日時 (1)	年	月日	時	分~	時	分	
(2)	年	月 日	時	分~	時	分	
※うち減免時間 分	(1) 時	分~	時	分(2)	時	分~	時
2 使用人数 人(うち 18 歳以 ⁻	下の村民	人・65 🏗	歳以上の村	対民	人計	人)
3 使用目的及び減免の	理由						
4 使用箇所 ・光と風の丘公園 □野球場 □テニスコート(面) □多目的競技場 □キャンプ場 □ゲートボール・クロッケー場 □クラブハウス会議室 □ロッジハウス							
・農林漁業者トレーニン]パターゴル) ノグセンター	***	ーニング宮	宮 口店	「齢者トし	ノーニン	グ室
·村民運動公園/ □					ты п		
・学校/ □中学校体育	育館 □武治	首館					
□木原小体育	育館 □安□	中小体育館	口大名	\$小体育館	Ħ		
		年	月日	減額	· 免除		
※処理年月日	添付書	類 □]名簿 [□その他(,)
	課長	係		※洞	(免理由		
※処理印			□農トレ規 □学校開加	D丘公園条例 見則第 10 条 対規則第 12 投等管理運営	第 号 条第 号	条第1項	

附則

この訓令は、公示の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

報告第1号

美浦村立学校事務の共同実施に関する要綱の制定について 上記について,別紙のとおり報告する。

平成29年9月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

平成29年 月 日教育委員会訓令第 号

(目的)

第1条 この訓令は、美浦村立学校管理規則(昭和48年美浦村教育委員会規則 第2号。以下「規則」という。)第25条の2の規定に基づき、学校事務の共 同実施(以下「共同実施」という。)に関し必要な事項を定めることにより、学 校事務の適正かつ円滑な執行に資することを目的とする。

(組織)

- 第2条 共同実施を行う地域(以下「共同実施地域」という。)に、共同実施を行うための組織として、共同事務室を置く。
- 2 共同実施地域,共同事務室の名称,共同事務室を構成する学校(以下「構成校」という。)及び執務場所を設置する学校(以下「拠点校」という。)は,別表第1のとおりとする。
- 3 共同事務室の職員(以下「構成員」という。)は、構成校の事務職員をもって 充てる。
- 4 共同事務室に室長、及び室員を置く。
- 5 室長は構成員のうちから、教育委員会が任命する。ただし、室長の任命がこれにより難い特別の事情がある場合は、構成員のうちから適当と認める者を、 室長に任命することができる。
- 6 室長は、構成校の管理職と連携を図り、共同事務室内の業務のとりまとめを 行うとともに、共同事務室内の事務職員に対し、指導監督を行う。 (所堂事務)
- 第3条 共同事務室は、構成校に係る次の事務(以下「共同事務」という。)を処理する。
 - (1) 教職員の給与、諸手当及び旅費に関する事務
 - (2) 学校の管財に関する事務
 - (3) 児童生徒の就学に関する事務
 - (4) 学校の情報管理に関する事務
 - (5) 教職員の福利厚生に関する事務
 - (6) その他共同事務室で処理することにより効率化が図られる事務 (室長の専決事項)
- 第4条 室長は、別表第2に掲げる事項について専決することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事項が次の各号のいずれかに該当する場合 は、専決することができない。
 - (1) 重要又は異例と認められる場合
 - (2) 疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがあると認められる場合

(執務形熊等)

- 第5条 構成員は、それぞれの所属する学校を本務校とし、共同事務室において 処理する共同事務に関しては、構成校の事務職員を兼務する。
- 2 構成員は,原則として週2回,拠点校に設置する執務場所に参集し,共同事

務を処理する。ただし、共同事務の処理に関し必要がある場合は、この限りではない。

(服務等)

- 第6条 構成校の校長は,前条第2項に規定する場合において,それぞれ所属する構成員に出張を命令するものとする。
- 2 構成員が拠点校において共同事務を処理するときは、当該構成員の服務は、 当該拠点校の校長が監督する。

(守秘義務)

- 第7条 構成員は、職務上知り得た児童生徒、教職員、保護者等の個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条第1項に規定する守秘義務を厳守する。
- 2 前項に定めるもののほか,個人情報の管理については,別に定める。 (構成校の校長と室長の連携)
- 第8条 構成校の校長が行う別表第3に掲げる事務については、統一した事務 処理が行われるよう構成校の校長が室長と連携を図り、適正かつ効率的に処理 できるよう体制の整備に努める。

(共同実施協議会)

- 第9条 共同事務室及び教育委員会の連携を図るため、学校事務共同実施協議会(以下「共同実施協議会」という。)を置く。
- 2 共同実施協議会は、構成校の校長、共同事務室の室長及び教育委員会担当職 員をもって構成する。
- 3 共同実施協議会に会長を置き,会長は,前項の規定により構成校となった校 長のうちから互選で選任する。
- 4 共同実施協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 会長は、第3条各号に掲げる事務について、共同事務室における事務の効率 化及び標準化を図るため、必要に応じて事務担当者会を開催することができる。
- 6 共同実施協議会の庶務は、共同事務室で処理する。 (その他)
- 第10条 この訓令に定めるもののほか, 共同実施に関し必要な事項は, 別に定める。

附則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

共同実施地域	共同事務室の名称	構成校	拠点校
美浦村共同実施地域	美浦村共同事務室	木原小学校,安中小学校	美浦中学校
		大谷小学校,美浦中学校	

別表第2(第4条関係)

- 1 共同実施地域内の全教職員に係る次に掲げる事項
- (1) 通勤手当の届出に関すること
- (2) 住居手当の届出に関すること
- (3) 電子計算組織による人事給与事務に関すること
- (4) 給与に係る調査等に関すること
- 2 共同実施地域内の構成校に係る次に掲げる事項
- (1) 小中学校教職員研修旅費の予算配分及び執行管理に関すること
- (2) 超過勤務手当の執行管理に関すること
- 3 その他教育委員会が必要と認める事項

別表第3(第8条関係)

- 1 期末手当及び勤勉手当に関する事務
- 2 査定昇給に関する事務
- 3 給与管理表に関する事務
- 4 教員免許更新に係る教員の管理に関する事務

報告第2号

美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱の制定について 上記について,別紙のとおり報告する。

平成29年9月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱

平成29年 月 日 教委告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美浦村光と風の丘公園多目的広場(以下「多目的広場」という。)を、地域住民の憩いの場及び交流の場として活用するため、美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例(平成5年3月22日条例第1号)、美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成5年3月22日規則第2号)及び美浦村体育施設等管理運営規程(平成26年3月26日教委規程第1号)に定めるものの他、その管理及び運営について必要な項目を定める。

(使用者及び使用料)

第2条 多目的広場はだれもが使用することができ、使用料は無料とする。

(禁止行為)

- 第3条 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設(芝生を含む)を汚損、損傷、または滅失すること
 - (2) 樹木の伐採、又は植物を採取すること
 - (3) 団体で専有すること
 - (4) 競技及び練習の場として使用すること
 - (5) スパイク (ソフトスパイクを含む) 等芝生を傷つける恐れのある履物で立 ち入ること
 - (6) ラジコン、ドローンを使用すること
 - (7) 火気類 (煙草, 花火等) の使用, その他危険な行為
 - (8) ペットを放すこと
 - (9) 他人に迷惑を及ぼす行為
 - (10) 喧騒により、近隣住民の迷惑となる行為
 - (11) その他,教育長が危険と判断した行為

(使用許可)

- 第4条 前条の規定に関わらず,多目的広場の芝生を傷つける恐れがなく,地域 住民の憩いの場等としての活用を妨げないと認める場合で専有をする者は, 教育長へ申請し許可を受けることにより使用することができる。
- 2 前項の規定により申請する者は、教育長が特に必要と認める場合を除き、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 多目的広場を団体で専有する場合は、原則として多目的広場の面積の 1/2 を超えないこと
 - (2) 多目的広場を土曜日、日曜日、祝日に団体で専有する場合は、大会及び大会のアップ会場として使用すること

(申請)

第5条 第4条第1項の規定により許可申請する場合は、多目的広場使用申請書(様式第1号,以下「申請書」という。)を光と風の丘公園クラブハウスへ提出しなければならない。

(申請における内容審査)

第6条 教育長は、提出された申請書の内容について審査する。

(承認)

第7条 教育長は、審査の結果、当該団体が第4条に定める多目的広場の芝生を 傷つける恐れがなく、地域住民の憩いの場等としての活用を妨げないと認め る場合は、多目的広場使用許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(利用できない日)

- 第8条 多目的広場が利用できない日は、美浦村光と風の丘公園休園日ならび に施設管理者が維持管理上必要な日とする。
- 2 教育長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用ができない日に特に認めた者に使用をさせることができる。

(使用の優先)

第9条 教育長は、多目的広場の利用日の2ヶ月前から10日前までに申請書を受け付け、先着順に使用許可することができる。

(使用)

第10条 多目的広場の使用にあたっては、教育長が指示した事項を遵守しなければならない。

(使用の休止)

第 11 条 教育長は、多目的広場の補修その他の理由により全部、又は一部の使用を禁止、制限することができる。

(損害の責任)

第 12 条 多目的広場の施設(芝生を含む)を毀損,もしくは滅失したときは, 教育長の指示に従い,速やかに原状に回復しなければならない。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

美浦村光と風の丘公園多目的広場使用申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

申請者 団体名 責任者氏名 TEL

下記のとおり、美浦村光と風の丘公園多目的広場の使用を申請いたします。

記

1. 使用目的

2. 使用時間 年 月 日 AM・PM:から

AM・PM:まで

3. 使用人員 名

4. 使用備品

処理年月日	年	月 日 許	可 • 不許	可
	教育長	教育次長	課長	係員
処理印				

様式第2号(第7条関係)

美浦村光と風の丘公園多目的広場使用許可証

年 月 日

殿

美浦村教育委員会教育長 (EII)

下記のとおり、美浦村光と風の丘公園多目的広場の使用を許可いたします。

記

1. 使用目的

年 月 日 AM・PM : から AM・PM : まで 2. 使用時間

3. 使用人員 名

4. 使用備品

5. 指示事項